

広島市男女共同参画に関するアンケート調査票

アンケートご協力をお願い

日ごろから、本市行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では、平成 13 年 9 月に制定した「広島市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を実施しています。男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる社会です。

このたび、市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態などをお聞きし、今後の施策の実施に当たっての参考とするため、標記アンケート調査を実施することになりました。

調査は、広島市にお住まいの 18 歳以上の方の中から無作為に 3,000 人を抽出させていただき、ご回答をお願いするものです。

調査は無記名でお答えいただき、回答の結果は統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。

また、この調査票に記載された事項については、調査以外の目的には使用いたしません。

なお、調査結果については、まとめ次第、本市ホームページで公表する予定です。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和元年 月

広島市長 松 井 一 實

ご記入にあたってのお願い

- 1 この調査は、あて名のご本人が回答してください。
- 2 調査票に直接、鉛筆、又は黒のボールペンなどではっきりとご記入ください。
- 3 回答は、あてはまる番号を選び、その番号に○印をつけてください。その際、「○印は1つ」、「○印はいくつでも」などの指示に従ってください。また、あてはまる回答がない場合は、○印をつけないままで結構です。
- 4 「その他」に○印をされた場合、() 内に具体的な内容をご記入ください。
- 5 回答によっては次の質問に回答していただいたり、飛ばして先の質問にいく場合がありますので、質問の指示に従ってご記入ください。

ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに 月 日 () までに郵便ポストへ投函していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
電 話 082-504-2108 (直通)
FAX 082-504-2609
E-mail danjo@city.hiroshima.lg.jp

あなたご自身（ご回答者）のことについておたずねします

※該当する番号に○をして下さい。

F1. あなたの性別	1 男性	2 女性		
F2. あなたの年齢	1 20～24 歳 2 25～29 歳 3 30～34 歳 4 35～39 歳	5 40～44 歳 6 45～49 歳 7 50～54 歳 8 55～59 歳	9 60～64 歳 10 65～69 歳 11 70～74 歳 12 75～79 歳	13 80 歳以上
F3. 現在お住まいの区	1 中区 2 東区	3 南区 4 西区	5 安佐南区 6 安佐北区	7 安芸区 8 佐伯区
F4. あなたのご職業	1 自営者又は家族従事者（農林水産業） 2 自営者又は家族従事者（商工・サービス業、工業） 3 自営者又は家族従事者（自由業：開業医・弁護士・芸術家など） 4 被雇用者（専門技術職：教員、建築技術者、病院勤務の医師・看護師、保育士など） 5 被雇用者（管理職：会社・団体の役員、課長級以上の人など） 6 被雇用者（会社・団体の一般事務に携わる人など） 7 被雇用者（販売・サービス職：店員、外交員、ホームヘルパー、理・美容師など） 8 被雇用者（技能労務職：工員、建設作業員、運転手、ガードマンなど） 9 被雇用者（派遣・契約・臨時・パート・アルバイト） 10 内職・在宅就業 11 専業主婦・専業主夫 12 学生 13 無職 14 その他（ ）			
F5. 配偶者（婚姻届を出していない事実婚を含む。）の有無	1 配偶者がいる→F5-2へ 2 配偶者はいない→F6へ			
F5-2. 就労状況	配偶者のうち 1 両者ともに働いている 2 男性のみ働いている 3 女性のみ働いている 4 両者ともに働いていない			
F6. お子さんの有無（同居、別居を含む。）	1 子どもがいる→F6-2へ 2 子どもはいない→F7へ			
F6-2. 一番下のお子さんの状況	1 乳児（1歳未満） 2 幼児（1歳以上） 3 小学生 4 中学生 5 高校、大学、大学院生（高専、短大、専門学校を含む） 6 学校は卒業した（中退を含む。）			
F7. 現住所で同居しているご家族の構成	1 一人暮らし 2 夫婦のみ 3 あなた（又は夫婦）と親 4 あなた（又は夫婦）と子 5 あなたを含めて三世代 6 その他（ ）			

男女平等意識についておたずねします

すべての方におたずねします。

問1 あなたは次のような場で、男女の地位は平等になっていると思いますか。①～⑧の各々についてお答えください。(○印はそれぞれ1つずつ)

	遇男 さ性 れの方 が非常 に優	い性ど るのち 方がか 優と 遇い さえ ば男	平 等 に な っ て い る	い性ど るのち 方がか 優と 遇い さえ ば女	遇女 さ性 れの方 が非常 に優	あわ ては から ない ない
① あなたの家庭では	1	2	3	4	5	6
② あなたの(あなたの家族や友人などの)職場では	1	2	3	4	5	6
③ あなたの町内会やボランティアなどの地域活動では	1	2	3	4	5	6
④ 学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の場では	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体では	1	2	3	4	5	6

仕事と家庭等の両立についておたずねします

すべての方におたずねします。

問2 仕事との関係において、家庭生活又は町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。(1) 女性について、および(2) 男性について、それぞれお答えください。

(1) 女性について(○印は1つ)

1 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する
2 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
3 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
4 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
5 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
6 わからない

(2) 男性について (○印は1つ)

- 1 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念^{せんねん}する
- 2 家庭生活又は地域活動にも携^{たずさ}わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携^{たずさ}わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念^{せんねん}する
- 6 わからない

問2-2 それでは、ご自身の現在の状況についてはいかがですか。(○印は1つ)

- 1 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念^{せんねん}している
- 2 家庭生活又は地域活動にも携^{たずさ}わるが、あくまで仕事を優先させている
- 3 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている
- 4 仕事にも携^{たずさ}わるが、家庭生活又は地域活動を優先させている
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念^{せんねん}している
- 6 わからない

問3 男性の家事・子育て等や地域活動への参加は女性と比べて少ないのが現状です。今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護・看護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

- 1 男性が家事などを行うことへの男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などを行うことへの女性の方の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護・看護、地域活動についても、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮^{きゅうかせいど}や休暇制度の普及により仕事以外の時間を多くもてるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護・看護、地域活動に関心^{けいはつ}を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により男性の家事や子育て、介護・看護等の技能を高めること
- 9 男性が子育てや介護・看護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 10 家庭生活や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に必要と思うことはない

【配偶者又はパートナーと同居している方におたずねします。】

問4 あなたの家庭において、収入を得ることや家事、子育て、介護・看護、地域活動への参加など、どちらが分担していますか。(○印は1つずつ)

	夫が中心	夫が中心かといえ ば	どちら もほぼ 同等	妻が 中心か といえ ば	妻が 中心	な ぞ そ れ 以 外 の 家 族	し て い な い
① 収入を得ること	1	2	3	4	5	6	7
② 掃除・洗濯	1	2	3	4	5	6	7
③ 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
④ 食事の後片付け、食器洗い	1	2	3	4	5	6	7
⑤ 子育て	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 学校などの行事への参加	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 介護・看護	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 日常の買い物	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 町内会など地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7

すべての方におたずねします。

問5 あなたは、平均的な1日の生活時間をどのように過ごしていますか。平日と休日の両方についてお答えください。(合計が24時間となるように、枠内に「およその合計時間」を記入してください。該当がない場合は「0時間0分」と記入してください。)

	平日 (合計時間)		休日 (合計時間)	
① 睡眠	時間	分程度	時間	分程度
② 食事	時間	分程度	時間	分程度
③ 通勤・通学	時間	分程度	時間	分程度
④ 仕事・学業	時間	分程度	時間	分程度
⑤ 家事	時間	分程度	時間	分程度
⑥ 子育て	時間	分程度	時間	分程度
⑦ 介護・看護	時間	分程度	時間	分程度
⑧ 買い物	時間	分程度	時間	分程度
⑨ テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	時間	分程度	時間	分程度
⑩ 休養・くつろぎ	時間	分程度	時間	分程度
⑪ 趣味・娯楽	時間	分程度	時間	分程度
⑫ スポーツ	時間	分程度	時間	分程度
⑬ ボランティア活動・地域活動	時間	分程度	時間	分程度
⑭ その他	時間	分程度	時間	分程度
計	24 時間		24 時間	

問6 あなたは、次にあげる制度をご存知ですか。また利用したことがありますか。(○印は1つずつ)

	し知 たつ こと お が あ る	い用 知 し た こ と は な 利	知 ら な か つ た
①「育児休業制度」(労働者が原則として1歳未満の子どもを養育するために休業できる制度)	1	2	3
②「介護休業制度」(労働者が家族を介護するために休業できる制度)	1	2	3
③「子の看護休暇」(小学校就学前の子どもを養育する労働者が請求した場合、子の看護のため年5日(2人以上であれば年10日)までの休暇を取得できる制度)	1	2	3
④「短時間勤務制度」(労働者が3歳未満の子どもを養育し、又は家族を介護するために勤務時間を短縮できる制度)	1	2	3
⑤「所定外労働の免除」(3歳未満の子どもを養育する労働者が請求した場合、所定労働時間を超える労働を免除する制度)	1	2	3

問7 問6の制度は、男女とも利用できるようになっていますが、男性の利用者は少ないのが現状です。その理由は何だと思いますか。(○印はいくつでも)

1 子育てや介護・看護は女性の役割であるという意識が強いから 2 男性が子育てや介護・看護に参加することへの周囲の偏見があるから 3 職場での理解が得られないから 4 将来のキャリアアップに影響するから 5 制度利用後の待遇面が心配だから 6 仕事が忙しく、利用する暇がないから 7 収入減になるから 8 子育てや介護・看護に参加することへの男性自身の心理的抵抗があるから 9 同僚に迷惑をかけるから 10 その他(具体的に： 11 わからない	)
--	---

問8 男女が共に、仕事と家庭を両立していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○印はいくつでも)

- 1 労働時間の短縮
- 2 短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイム（時差勤務）の普及
- 3 家族や配偶者の家事、子育て、介護・看護への参加・協力
- 4 昇進、昇給、仕事内容などの職場での男女の均等な機会と待遇の確保について企業への周知徹底
- 5 保育施設やサービス（一時預かり、病児保育など）の充実
- 6 介護施設やサービス（デイサービス、配食サービスなど）の充実
- 7 子育てのための休暇・休業を利用しやすい職場環境
- 8 介護・看護のための休暇・休業を利用しやすい職場環境
- 9 育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること
- 10 育児・介護休業中の給付金の充実
- 11 結婚・出産・子育てなどによる退職後の再雇用制度の普及
- 12 職業訓練の機会の増大
- 13 転勤制度の見直し
- 14 その他（具体的に： _____）
- 15 わからない

就労についておたずねします

すべての方におたずねします。

問9 現在の生活の経済的状況をどう感じていますか。（○印は1つ）

- 1 大変苦しい ☐ → ☐ 問9-2へ
- 2 やや苦しい ☐
- 3 普通 ☐
- 4 ややゆとりがある ☐
- 5 大変ゆとりがある ☐
- 6 わからない ☐

問9-2 (問9で1又は2と回答された方におたずねします。) その理由は何ですか。

(○印はいくつでも)

- | |
|--|
| 1 仕事を探しているが見つからない |
| 2 自分又は配偶者(又はパートナー)が仕事を失った |
| 3 自分の労働に見合う収入がない、あっても少ない |
| 4 子育てのため仕事ができない、又は労働時間に制約がある |
| 5 介護・看護のため仕事ができない、又は労働時間に制約がある |
| 6 子育て、介護・看護以外の家事等のため仕事ができない、又は労働時間に制約がある |
| 7 税制・社会保障制度(税・健康保険の扶養など)の仕組のため仕事ができない又は仕事に限定される、労働時間に制約がある |
| 8 自分の病気・けが等健康上の理由により、仕事ができない、又は労働時間に制約がある |
| 9 収入が不安定である |
| 10 収入が常に少なく、日常生活費に十分でない |
| 11 住宅ローンがある |
| 12 教育費がかかる |
| 13 医療や介護・看護の費用がかかる |
| 14 その他(具体的に:) |

【現在仕事をしている方におたずねします。】

問10 あなたは、仕事と仕事以外の生活の両立について、不安や悩みがありますか。(○印はいくつでも)

- | |
|----------------------------|
| 1 自分の自由な時間がとれない |
| 2 子育てのための十分な時間がとれない |
| 3 介護・看護のための十分な時間がとれない |
| 4 家族との団らんのための十分な時間がとれない |
| 5 地域活動のための十分な時間がとれない |
| 6 仕事のための十分な時間がとれない |
| 7 自営等のため仕事と家庭生活の境目がはっきりしない |
| 8 休日が少ない、又は休暇制度があってもとれない |
| 9 健康管理が難しい |
| 10 相談者や協力者が、自分の周囲にいない |
| 11 その他(具体的に:) |
| 12 特になし |

すべての方におたずねします。

問 11 あなたはこれまでに、仕事をやめたことがありますか。(○印は1つ)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 やめたことがある→ | 問 11-2・問 11-3 へ |
| 2 やめたことはない | |

【問 11 で 1 と回答された方におたずねします。】

問 11-2 仕事をやめた理由をお聞かせください。(○印はいくつでも)

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 経済的に働く必要がなかったため | 10 職場内での人間関係やセクシュアル・ハラスメントのため |
| 2 家事や子育てに専念 ^{せんねん} したかったため | 11 配偶者 ^{はいぐうしや} の転勤のため |
| 3 家事や子育てとの両立 ^{りやうりつ} が困難 ^{こんなん} だったため | 12 定年退職 |
| 4 高齢者や病人の介護・看護のため | 13 家族が望まなかったため |
| 5 健康や体力に自信がなかったため | 14 仕事を持たない方が自由だと思ったため |
| 6 希望どおりの仕事ではなかったため | 15 転職のため |
| 7 希望どおりの労働条件ではなかったため | 16 その他 |
| 8 勤め先の都合 ^{つごう} | (具体的に：) |
| 9 職場内に結婚や出産により退職 ^{たいしよく} する慣行 ^{かんこう} があったため | 17 特に理由はない |

問 11-3 仕事をやめた後の再就職について(仕事をやめた経験が複数回ある場合は最初の時)お聞かせください。(○印は1つ)

- | |
|--|
| 1 以前は正社員で、再就職していない |
| 2 以前は非正社員(パートタイム労働者又は派遣社員など)で、再就職していない |
| 3 以前は正社員で、正社員として再就職した |
| 4 以前は正社員だが、非正社員(パートタイム労働者又は派遣社員など)として再就職した |
| 5 以前は非正社員(パートタイム労働者又は派遣社員など)で、正社員として再就職した |
| 6 以前は非正社員(パートタイム労働者又は派遣社員など)で、非正社員として再就職した |

すべての方におたずねします。

問 12 あなたは、一般的に女性が働くことについてどのように思いますか。ご自身の考えに最も近いものをお答えください。(○印は1つ)

- | |
|---------------------------------|
| 1 女性は働かない方がよい |
| 2 結婚するまでは働く方がよい |
| 3 子どもができるまでは働く方がよい |
| 4 子どもができて、ずっと働き続ける方がよい |
| 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい |
| 6 その他(具体的に：) |

問 13 あなたは、働く意欲のある女性が働き続けたり、再就職したりするために、どのようなことが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

- 1 労働時間の短縮
- 2 短時間勤務、フレックスタイム（時差出勤）の普及
- 3 在宅勤務など時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及
- 4 家族や配偶者の理解や同意
- 5 家族や配偶者の家事、子育て、介護・看護への参加・協力
- 6 昇進、昇給、仕事内容などの職場での男女の均等な機会と待遇の確保について企業への周知徹底
- 7 保育施設やサービス（一時預かり、病児保育など）の充実
- 8 介護施設やサービス（デイサービス、配食サービスなど）の充実
- 9 子育てのための休暇・休業を取りやすい環境整備
- 10 介護・看護のための休暇・休業を取りやすい環境整備
- 11 税制・社会保障制度（税・健康保険の扶養など）の見直し
- 12 女性自身が意欲・能力を高めるための自己研鑽
- 13 男性の意識（「男は仕事、女は家庭」など）を変えること
- 14 女性の意識（「男は仕事、女は家庭」など）を変えること
- 15 結婚・出産・子育てなどによる退職後の再雇用制度の普及
- 16 能力開発や技術習得のための講座・研修会の実施
- 17 求人・職業情報の積極的な情報提供
- 18 仕事や職場環境についての相談窓口の充実
- 19 非正社員（パートタイム労働者や派遣社員など）の労働条件の改善
- 20 その他（具体的に：)
- 21 わからない

【現在仕事をしている方におたずねします。】

問 14 あなたの職場では女性活躍の取組は進んでいると思いますか。(○印は1つ)

- 1 進んでいる
- 2 どちらかといえば進んでいる
- 3 あまり進んでいない
- 4 すすんでいない
- 5 わからない

問 15 あなたは管理職（課長相当職以上）への昇格を希望していますか。(○印は1つ)

- 1 希望する
- 2 希望しない → 問 15-2 へ
- 3 現在管理職である
- 4 わからない

【問 15 で 2 と回答された方におたずねします。】

問 15-2 その理由をお答えください。(○印は1つ)

- 1 仕事と家庭の両立が困難だから
- 2 課長の仕事に魅力を感じないから
- 3 自分の能力に自信がないから
- 4 現在の職場で長く働き続けるつもりがないから
- 5 その他 ()

すべての方におたずねします。

問 16 女性が事業を起こすこと(起業)は、男性中心のビジネス社会の中で、女性が男性と対等に仕事をしていくための有効な手段の一つです。女性の起業を促進するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 1 起業支援の情報 | 6 女性起業家の交流や異業種交流の場の設置 |
| 2 起業相談の充実 | 7 起業家ネットワークづくりへの支援 |
| 3 経営知識・技術等取得の機会提供
(起業セミナーの開催等) | 8 起業事例の報告・研修・情報提供 |
| 4 融資制度など資金面の支援体制の充実 | 9 その他 (具体的に:) |
| 5 インキュベーションによるビジネススペースの提供等の物的支援の充実 | 10 わからない |

※インキュベーションとは…設立して間がない研究開発を行う中小企業などの自立化を支援するため、国や地方自治体などが経営ノウハウや資金、施設、機器などの提供や技術指導を行うなど、新たな産業創設の場と機会を与えること。

地域での男女共同参画についておたずねします

すべての方におたずねします。

問 17 町内会、ボランティアなどの地域活動での男女共同参画についてどのように思いますか。

(○印はいくつでも)

- 1 男性の参加が少ない
- 2 女性の参加が少ない
- 3 男性が女性を対等なパートナーとして見ていない
- 4 女性が表に出るべきでないという雰囲気がある
- 5 女性には発言の機会が与えられなかったり、女性の意見が聞き入れられたりしない
- 6 女性が役職に就きたがらない
- 7 団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある
- 8 活動の準備や後片付けなどは女性が行う慣行がある
- 9 特に問題を感じない
- 10 その他 (具体的に:)
- 11 わからない

問 18 地域活動において、町内会長や役員など方針を決定する立場の女性が少ない現状があります。
このような立場の女性を増やすために具体的な施策としてどのようなことが効果的だと思いますか。(○印はいくつでも)

- | | | |
|----|-------------------------------------|---|
| 1 | 女性のリーダー研修 | |
| 2 | 男性の意識啓発のための研修 | |
| 3 | 女性の意識啓発のための研修 | |
| 4 | 地域で開催する男女共同参画についての研修 | |
| 5 | 役職に占める女性の割合の目標値の設定 | |
| 6 | 女性の活動を支援する組織や連携づくり | |
| 7 | 男女共同参画を推進した団体や個人の表彰 | |
| 8 | 男女共同参画を推進した団体の取組や地域で活躍している女性についての広報 | |
| 9 | 男性優位の組織運営の改善 | |
| 10 | その他(具体的に: |) |
| 11 | わからない | |

問 19 過去の災害対応では、授乳や着替えをする場所がなかったり、食事準備などを当然のように女性に割り振るなど、女性への配慮が不足した避難所が見られました。あなたは、男女共同参画の視点からの災害対応として、日頃から、どのようなことを行っていく必要があると思いますか。
(○印はいくつでも)

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 防災に関する会議の女性委員の割合を増やす | |
| 2 | 男女共同参画の視点を取り入れた防災の研修・講座の実施 | |
| 3 | 女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成 | |
| 4 | 女性が多く参加する防災訓練の実施 | |
| 5 | 男女共同参画の視点で作成した防災啓発用冊子の配布 | |
| 6 | 防災の女性リーダーの養成 | |
| 7 | その他(|) |

男女間における暴力の防止・被害者支援についておたずねします

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」では、配偶者(婚姻届を出していない事実婚を含む。)や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及び被害者の保護について規定しています。

暴力には、身体的暴力(殴る、ける、物を投げつけるなど)・精神的暴力(大声で怒鳴る、バカにする、行動を監視する、脅迫するなど)・経済的暴力(生活費を渡さない、仕事に就かせないなど)・性的暴力(嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど)のように様々な形があります。そして、その被害者の多くは女性です。暴行などに当たる行為は犯罪であり、重大な人権侵害ですが、個人的な問題と考えられがちです。

しかし、配偶者や交際相手からの暴力が起こる背景には、男尊女卑の考え方、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男女間の経済力の差など、男女共同参画の妨げとなっているとされる要因も根底にあるともいわれています。

本調査では、配偶者や交際相手などからの暴力についても実態調査を行います。

すべての方におたずねします。

問 20 あなたはこの5年間で配偶者や交際相手などに対して次のような行為をしたことがありますか。
(○印は1つ)

1	ある	2	ない
---	----	---	----

「ある」場合は設問番号1～7に○をし、それぞれ誰に対しての行為か右の「1」・「2」に○をしてください。(○印はいくつでも)

	対配偶者 に対して はいぐうしや	交際相手 など に対して
1 相手が医師の治療が必要となるほどの身体的暴力をふるったことがある	1	2
2 相手が医師の治療は必要ない程度の身体的暴力を頻繁にふるったことがある	1	2
3 相手が医師の治療は必要ない程度の身体的暴力を1、2度ふるったことがある	1	2
4 相手を大声で怒鳴ったり、バカにしたことがある	1	2
5 相手のメール・LINE や行動をチェックしたり、交友関係を制限したことがある	1	2
6 相手に生活費を無理やりに負担させたり、仕事に就かせなかったことがある	1	2
7 相手が嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しなかったことがある	1	2

問 21 あなたはこの5年間で配偶者や交際相手などからの暴力を経験したことはありますか。(○印は1つ)

1	ある	2	ない
---	----	---	----

「ある」場合は設問番号1～8に○をし、それぞれ誰からの行為か右の「1」「2」に○をしてください。(○印はいくつでも)

	配偶者から はいぐうしや	交際相手 などから
1 命の危険を感じるほどの身体的暴力を受けたことがある	1	2
2 医師の治療が必要となるほどの身体的暴力を受けたことがある	1	2
3 医師の治療は必要ない程度の身体的暴力を頻繁に受けたことがある	1	2
4 医師の治療は必要ない程度の身体的暴力を1、2度受けたことがある	1	2
5 大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある	1	2
6 メール・LINE や行動をチェックされたり、交友関係を制限されたことがある	1	2
7 生活費を無理やりに負担させられたり、仕事に就くことを制限されたことがある	1	2
8 嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力してくれなかったことがある	1	2

【問 21 で暴力を経験したと回答された方におたずねします。】

問 21-2 あなたはこれまでに、配偶者から受けた暴力について、誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか。(○印はいくつでも)

1	広島市配偶者暴力相談支援センター【082-545-7498】に相談した
2	広島市配偶者暴力相談支援センター 土・日DV電話相談【082-252-5578】に相談した
3	広島県西部こども家庭センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター） 【082-254-0391】に相談した
4	広島県西部こども家庭センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター） 休日・夜間電話相談【082-254-0399】に相談した
5	警察に連絡・相談した
6	女性の人権ホットライン【0570-070-810】に相談した
7	広島市暴力被害相談センター【082-504-2710】に相談した
8	エソール広島相談事業【082-247-1120】に相談した
9	民間の機関（弁護士会、民間シェルターなど）に相談した
10	医師・カウンセラーに相談した
11	民生委員・児童委員に相談した
12	家族や親戚に相談した
13	友人・知人に相談した
14	その他（具体的に： _____）
15	どこ（だれ）にも相談しなかった → 問 21-3 へ

【問 21－2 で 15 と回答された方におたずねします。】

問 21－3 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（○印はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて相談できなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことが相手に分かると、仕返しにもっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相手に「誰にも言うな」と脅されたから
- 6 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 相手の行為は愛情表現だと思ったから
- 9 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や地域などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 10 他人を巻き込みたくなかったから
- 11 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 12 世間体が悪いと思ったから
- 13 相談するほどのことではないと思ったから
- 14 そのことについて思い出したくなかったから
- 15 その他（具体的に： _____）

すべての方におたずねします。

問 22 あなたは、これまでに性的な行為を強要されたことがありますか。（○印は 1 つ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

「ある」と答えた場合、相手とあなたとどのような関係でしたか。2 回以上あった場合は、より深く傷ついた時の相手について○をしてください。（○印は 1 つ）

- 1 まったく知らない人
- 2 顔見知り程度の人
- 3 交際中の人
- 4 配偶者（婚姻届を提出していない事実婚を含む。）又は元配偶者（事実婚を解消した者を含む。）
- 5 親（養親、継親を含む。）
- 6 兄弟姉妹（義理の兄弟姉妹を含む。）
- 7 上記以外の親戚（具体的に： _____）
- 8 勤務先（アルバイトを含む。）の関係者（上司、同僚、部下、取引先など）
- 9 通っていた学校の関係者（教職員、先輩、同級生、部活動の指導者など）
- 10 その他（具体的に： _____）

問 23 あなたの身近なところ（職場・学校・地域活動など）で次のようなセクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動^{げんどう}）を経験したり、見聞きしたことはありますか。（○印はいくつでも）

- 1 自分自身が言葉によるセクハラを受けたことがある
（失礼な言葉、呼びかけ、過度なプライベートへの詮索^{せんさく}など）
- 2 自分自身が性的な誘いかけを受けたことがある
- 3 自分自身が触られるなどの身体的接触^{せつしよく}を受けたことがある
- 4 自分自身が性的な行為の強制を受けたことがある
- 5 自分自身が付きまといやストーカーなどの行為を受けたことがある
- 6 上記の行為を受けたことがある人を知っている
- 7 ない

問 24-2 へ

【問 24 で 1 ～ 5 と回答された方におたずねします。】

問 23-2 そのセクシュアル・ハラスメントはどこで行われましたか。（○印はいくつでも）

- 1 職場で
- 2 学校で
- 3 地域活動で
- 4 その他（具体的に： _____）

すべての方におたずねします。

問 24 配偶者^{はいぐうしや}や交際相手などからの暴力、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○印はいくつでも）

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
- 3 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディアを活用して、広報・啓発^{けいはつ}活動を積極的に行う
- 5 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 6 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発^{けいはつ}を行う
- 7 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 8 被害者救済のための法整備
- 9 加害者への罰則^{ばつそく}を強化する
- 10 暴力を助長^{じょちやう}する恐れのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる
- 11 シェルター（一時的な避難所^{ひなんじよ}）の整備、助成を行う
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 わからない

男女共同参画社会の形成についておたずねします

すべての方におたずねします。

問 25 あなたは次にあげる言葉についてご存知ですか。(○印は1つずつ)

	言葉と内容を知っている	言葉を知っているが内容は分らない	知らない
① 男女共同参画社会	1	2	3
② 働き方改革	1	2	3
③ ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
④ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3
⑤ ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
⑥ DV (ドメスティック・バイオレンス、配偶者などからの暴力)	1	2	3
⑦ デートDV	1	2	3
⑧ LGBT (性的マイノリティ)	1	2	3
⑨ JKビジネス	1	2	3
⑩ AV (アダルトビデオ) 出演強要	1	2	3

問 25-2 あなたは次にあげる条約・法律等についてご存知ですか。(○印は1つずつ)

	名称と内容を知っている	名称を知っているが内容は分らない	知らない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 広島市男女共同参画推進条例	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法	1	2	3
④ 育児・介護休業法	1	2	3
⑤ 女子差別撤廃条約	1	2	3
⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	1	2	3
⑦ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	1	2	3

問 26 男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していくために、あなたは広島市に対してどのようなことを望みますか。(○印はいくつでも)

- 1 条例や制度の面で見直しを行う
- 2 審議会委員への女性の登用促進^{とうようそくしん}
- 3 管理職への女性の登用促進^{とうようそくしん}
- 4 学校教育や社会教育の場で男女の人権を尊重する学習の充実
- 5 女性の人材育成の推進
- 6 女性に対する就業支援や職業教育・訓練の充実
- 7 子育てや介護・看護に関するサービスの充実
- 8 女性や男性の生き方や悩みに関する相談窓口の充実
- 9 男女共同参画に関する情報提供の充実
- 10 男女共同参画の男性にとっての意義を重視した啓発^{けいはつ}
- 11 情報提供や総合相談、女性の就業支援などを総合的に行う拠点施設の充実^{きよてんしせつ}
- 12 企業に対して、労働時間の短縮や在宅勤務の普及など労働条件の改善等の啓発^{けいはつ}
- 13 職場における男女の平等な取扱いについて企業への周知徹底^{しゅうちてい}
- 14 男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する入札制度上の優遇措置^{ゆうぐうそち}
- 15 男女共同参画に積極的に取り組む企業への助成^{じょせい}
- 16 男女共同参画に積極的に取り組む企業への税金の軽減
- 17 各国の女性との交流・協力の推進
- 18 男女共同参画審議会における有識者からの意見聴取^{ゆうしきしや}
- 19 その他（具体的に： _____）
- 20 特にない

問 27 男女共同参画について、ご意見・ご要望がありましたら、お書きください。

～ご協力ありがとうございました～

※念のため、ご記入漏れがないかどうか、もう一度お確かめの上、同封の返信用封筒にて、ご返送ください。

お知らせ:

男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)をご利用ください。

未就学の子どもを持つパパ・ママの交流会「育休カフェ」、再就職に備えている方などを対象としたセミナーなど、様々な講座・イベント（託児付きもあり）を開催しています。

お問い合わせ TEL 082-248-3320 FAX 082-248-4476

中区大手町五丁目6番9号

